**学校の臨時休業についての措置状況**

**資料２－３２**

　**①　国の方針**

**新型コロナウイルス感染症対策本部（R2.2.27）**

＜安倍首相表明＞

* 全国の小中学校と高校、特別支援学校それぞれに臨時休校（３月２日から春休みの期間）を要請

**②　府の方針（R2.2.28 第7回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議）**

**【府立学校】**

* **令和２年３月２日（月）から次年度の始業日までの間、原則として児童生徒の活動を**

**停止**

**【市町村立学校園及び私立学校園】**

○　府内市町村教委及び府内私立学校園設置者に要請

* 府立学校と同様の対応を
* 小学校3年生以下の児童・園児のうち、個別の事情により自宅で1人になる子どもの居場所について配慮を

**※大阪市の状況・・・R2.2.27（府の方針決定前に下記方針を決定）**

【大阪市立学校園（幼稚園（一時預かり事業含む）及び小学校（いきいき放課後事業含む）、中学校）】

○　令和２年２月29日（土）から３月13日（金）までの間、臨時休業

　　　　【高等学校】

○　府の取り扱いに準じる（令和２年３月２日（月）から次年度の始業日までの間、

原則として児童生徒の活動を停止）

⇒R2.3.11に大阪市立学校園（幼稚園（一時預かり事業含む）及び小学校（いきいき放

課後事業含む）、中学校）については、３月22日（日）まで、臨時休業期間を延長す

ることを発表

　≪参考≫　休校する学校等の数【３月２日～次年度の始業日までの間】

　　